別紙

　(その1)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求内訳書 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額　(ア) | 基準限度額　(イ) | 請求金額 | 備考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  | | 円 |  |

　備考

　　1　(イ)には、出雲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第1号に定める額を記載してください。

2　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　(その2)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求内訳書 | 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合 |  |

　(1)　自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 借入れ金額　(ア) | 基準限度額　(イ) | 請求金額 | 備考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  | | 円 |  |

　備考

　　1　(イ)には、出雲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号アに定める額を記載してください。

2　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　(2)　燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 販売金額　(ア) | 基準限度額　(イ) | 請求金額 | 備考 |
|  |  | 円×　＝　円 |  |  |  |
|  |  | 円×　＝　円 |
|  |  | 円×　＝　円 |
|  |  | 円×　＝　円 |
|  |  | 円×　＝　円 |
|  |  | 円×　＝　円 |
|  |  | 円×　＝　円 |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

　備考

　　1　「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

　　2　「請求額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

5　この請求書には、納品書（納品日について、選挙運動期間中の日付のあるものに限る。）の写しを添付してください。

6　「燃料の供給を受ける自動車」は、選挙運動用自動車に限られています。

　(3)　運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報酬　(ア) | 基準限度額　(イ) | 請求金額 | 備考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  | | 円 |  |

　備考

　　1　(イ)には、出雲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号ウに定める額を記載してください。

2　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　(その3)

請求内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  A | 枚数  B | 金額  A×B＝C | 単価  D | 枚数  E | 金額  D×E＝F | 単価  G | 枚数  H | 金額  G×H＝I |
| か所 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

　備考

　　1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　　2　D欄には、次に定める額を記載してください。

ア　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

出雲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第1号に定める額

イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

出雲市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号に定める額

　　3　E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

　　4　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　　5　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。